

決議案第4号

加増充子議員の反省と法令・条例の理解を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月13日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 染谷和博

〃 〃 赤羽直一

〃 〃 佐藤隆治

〔提案理由〕

今定例会において加増充子議員は、法令・条例を全く理解しようとしな
い。よって、反省と法令や条例を理解するよう求めるため決議するもの。

加増充子議員の反省と法令・条例の理解を求める決議案

加増充子議員は、今定例会、手数料、使用料に関する審議の際、「法違反」「条例違反」と繰り返し発言した。

議会報告会反省会においても、本会議においても、再三「予算の議決は款・項までが対象」との説明や答弁を受けているにもかかわらず、自らが法令等を理解しないまま「議会」という公式の場でこれらの言葉を議会議員が発言することは、あるまじき行為である。

また、加増議員が所属し、日本共産党取手市委員会が発行する「明るい取手2016年12月11日号」においても「条例「改定」議決前のパンフ発行は地方自治法・条例違反」の見出しをつけて配布されている。

よって、取手市議会は加増充子議員に対し反省を求めるとともに、十分に法令や条例を理解するよう求める。

以上、決議する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会